

# 10. 実動組織の支援体制

➤ 不測の事態の場合は、茨城県及び関係市町村からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、茨城県、関係市町村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

### 全国の実動組織による支援

#### 警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

#### 緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

#### 巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

#### 災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援

差し替え

(イメージとして他地域のものを記載)

政府の調整結果に基づく  
現地派遣指示

原子力災害対策本部  
(首相官邸)

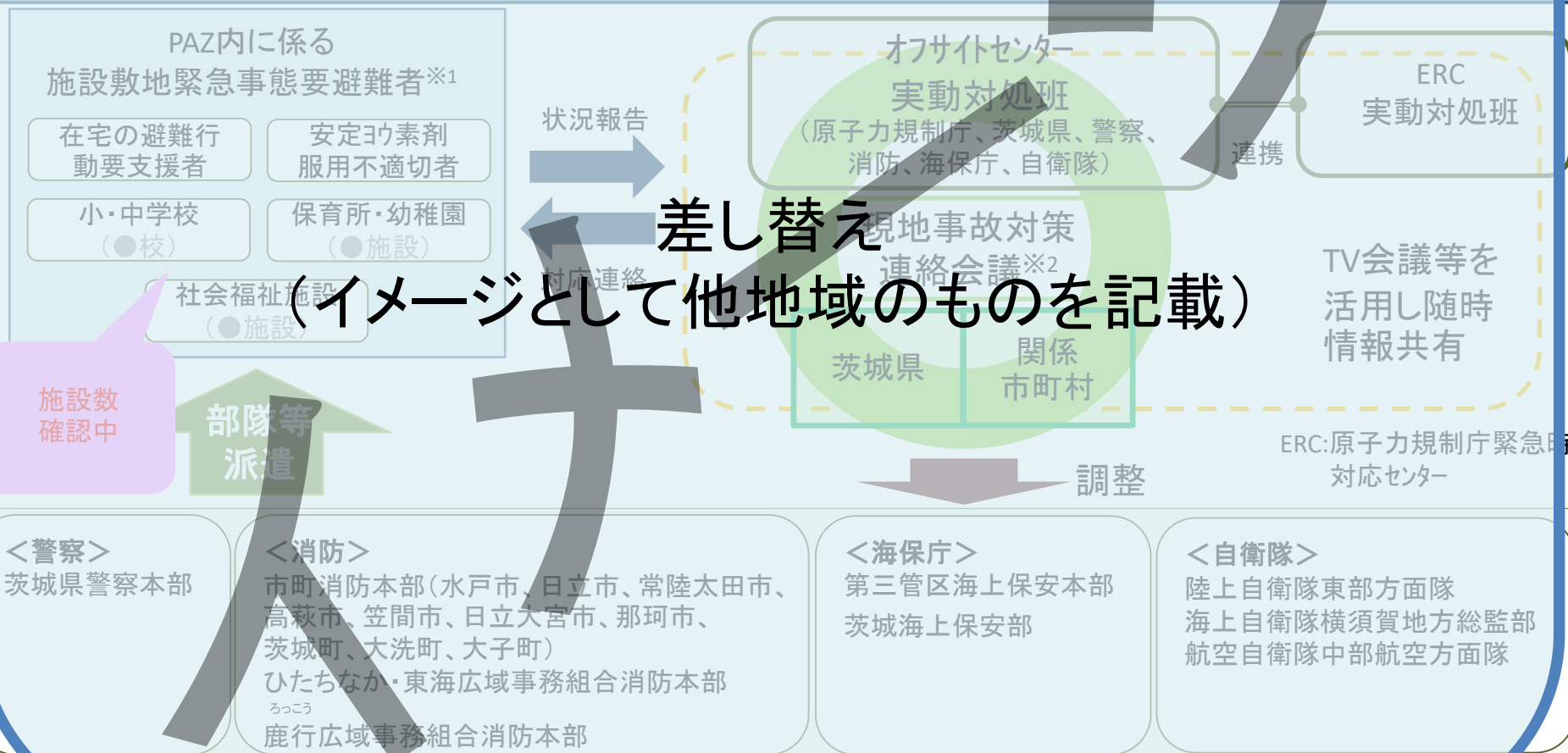
オフサイトセンター

現地における  
各種要請の集約



➤ 施設敷地緊急事態の時点でPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、茨城県又は関係市町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施  
 → 不測の事態における茨城県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象

※2 施設敷地緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、茨城県及び関係市町村からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



差し替え  
(イメージとして他地域のものを記載)

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

- 【凡例】
- : 交通情報板
  - : ヘリポート適地
  - : 港湾
  - : 漁港

➤ 茨城県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域対応

要調整

### 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



### 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



### 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



差し替え

(イメージとして他地域のものを記載)

### 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

